国民年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 27 日
厚生労働省年金局事業管理課

国民年金法施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年１月 16 日（金）から同年２月 14 日（土）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	電磁的送付は、事務処理の効率化や利便性の向上が期待される一方、情報流出や誤送信に伴う二次的な拡散、不正利用のリスクが相対的に高まる点について十分な検討が必要であると考える。 電子メールは誤送信のリスクを防止しにくいため、クラウド型ストレージの利用の方が、誤送信や情報漏えいのリスク低減の観点からも適切であり、かつ導入の容易さという点でも現実的であると考える。 さらに、認証、権限管理、入力、検証、記録が一体となった専用のウェブシステムを整備し、電子メール等を利用しない方式へ移行することが、利便性および安全性の両面から望ましいと考える。	本改正における電磁的送付は、インターネットを経由せず、専用回線を通じて情報連携を行う既存のシステムを用いて実施するものです。 これに伴い、電子メールによる送付やクラウド型ストレージ等の外部サービスを使用することはありません。 いただいた御意見は、今後の制度運用及び安全性確保の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。

	仮に現時点で直ちに当該システムの整備が困難である場合には、クラウド型ストレージの一時利用等を中間的な措置として位置付け、電磁的送付はあくまで時限的な方法とした上で、将来的なシステム化を前提とした制度設計を行うことを求めたい。 併せて、誤送信や情報漏えいが発生した場合の責任の所在および対応方針についても、運用要領等において事前に明確化されることが望ましい。	

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。